

日之影町告示第70号

令和7年第4回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月6日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和7年12月2日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	高館 英嗣君
小川 輝久君	一水 輝明君
河野 學君	甲斐 徳仁君
小谷 幸治君	甲斐 睦彦君

○12月9日に応招した議員

同上

○12月11日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第4回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和7年12月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和7年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告第6号 専決処分事項の報告について（専決第10号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第7 議案第40号 日之影町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第8 議案第41号 日之影町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第42号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第45号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第46号 日之影町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第47号 日之影町ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第48号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第49号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第50号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第51号 令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第52号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第20 議案第53号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 発議第5号 日之影町消防団の未来を守る決議
- 日程第22 発議第6号 外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 報告第6号 専決処分事項の報告について（専決第10号）（工事請負変更契約の締結について）
- 日程第7 議案第40号 日之影町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第8 議案第41号 日之影町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第42号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第45号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第46号 日之影町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第47号 日之影町ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第48号 令和7年度日之影町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第49号 令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第50号 令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第51号 令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第52号 令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第20 議案第53号 令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第21 発議第5号 日之影町消防団の未来を守る決議
日程第22 発議第6号 外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書（案）

出席議員（8名）

1番 久保 優一君	2番 高館 英嗣君
3番 小川 輝久君	5番 一水 輝明君
6番 河野 學君	7番 甲斐 徳仁君
8番 小谷 幸治君	9番 甲斐 睦彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係（総務課係長） 松尾 牧子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	平川 浩二君
地域振興課長	関 雅人君	会計管理者	津隈 富美君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	福川 勝志君
農林振興課長	工藤 庄吾君	建設課長	春田 直人君
保健センター所長	甲斐 康弘君	教育次長	平川 誠二君
代表監査委員	富士本浩一郎君		

午前10時00分開会

○議長（甲斐 睦彦君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多様なところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、町長から4期目を迎えて所信表明の申出がございましたので、許可いたします。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議長の許可をいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

先に行われました町長選挙におきまして4期目の町政運営を担わせていただけることとなりました。今回は、無投票でありましたが、これまでにいただきました町民の皆様方の様々な御意見に対し、真摯に取り組んでいかなければならないとの思いを強くし、この重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

これまでの3期12年を振り返ってみますと、就任当初に消滅可能性都市として本町が県内で一番可能性が高いと、大変ショッキングな報告を受けまして、この報告を覆したいとの思いで、長期総合計画や地域創生総合戦略などをもとに、人口減少対策・少子化対策及び教育や医療費等の助成、アグリファームの設立、農林業や商工業の振興、福祉の充実など、各種施策に取り組んでまいりました。

3期目におきましては、各種施策を引き続き実施しますとともに、子供の給食費、保育料の無償化などの子育て支援や高齢者見守りシステムをはじめとしたDXの推進、中央地区の活性化を総合的に取り組むための拠点となる日之影町コミュニティセンターの整備や、日之影町八戸新規住宅整備事業など、将来を見据えた取組を議会の皆様の御理解の下に予算化し、執行できましたことを改めてお礼を申し上げます。

4期目を迎えるにあたり、まだまだ山積しております課題を一つ一つ解決できますよう取り組んでまいり所存でございます。とりわけ、農林業・商工業の振興や中央地区活性化対策などの産業振興による活力あるまちづくり、未来を開く教育の推進、子供から高齢者まで共に支え合う優しい福祉のまちづくり、九州中央自動車道平蔵蔵田間の早期整備など、住み続けたい、住んでよかったまちづくりを目指しまして、ソフト面・ハード面共に、町民目線の協働により引き続き取り組んでまいります。

少子高齢化、人口減少、産業の担い手不足など、課題も山積しておりますが、先人たちが幾多の困難や苦勞を乗り越え築き上げてこられた日之影町を、次世代へと引き継ぐため、町民・議会の皆様方と連携いたしまして誇りを持って住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

今後とも御鞭撻、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして開会前ではございますが、所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） これから、令和7年第4回日之影町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、久保優一君、2番、高館英嗣君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月11日までの10日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職・氏名は、お手元に配付したとおりであります。議長報告としては、先に報告書を配付しておりますので、これを報告といたします。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、10月20日、高千穂町で開催された西臼杵郡森林林業活性化協議会役員会及び九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会理事会に、議員、甲斐徳仁君、河野學君を派遣。

11月5日に、宮崎市で開催された「幹部議員研修会」に、副議長、小谷幸治君、議員、小川輝久君、甲斐徳仁君を派遣。

11月18日、19日、東京で開催された「九州中央道整備促進西臼杵郡議会特別委員会国への要望活動」に、議員、甲斐徳仁君、河野學君を派遣。

11月26日、宮崎市で開催された「議会広報研修会」に、議員、久保優一君、一水輝明君、高館英嗣君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上4件であります。

日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

初めに、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件につきまして、委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。

〔総務文教常任委員会委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

期日から出席者までは、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきますが、今回は、株式会社工藤興業様に調査に入らせていただきました。

概要といたしましては、安全管理者の佐藤氏より、外国人雇用の実態と育成戦略について説明を受けたところであります。株式会社工藤興業では、高齢化と人手不足に対応するため外国人材の受入れを開始し、今年で10年目を迎えておられます。

現在は、技能実習生6名、特定技能士2名、技術・人文・知識・国際業務1名の計9名を受け入れられており、第4期生に当たるということです。

同社の人材育成戦略は、「若い人材をいかに育てるか」という、長期的な視線に基づくものである。社員による継続的な技術、知識の指導を通じて技能の継承と定着が図られている。

また、外国人材の地域への帰属意識を高めるため、取組も積極的に行われており、地元の行事への参加促進、個室の寮や食文化への配慮、米の常備等を行い、休日を利用した地域住民との農作業体験などを通じて、孤立防止と地域融和が進められている。同社では外国人だからといって区別をせず、対等に接することが大切であるとの考えの下で取り組んでおられます。

一方、課題といたしましては、同一国籍の複数採用が望ましいとの見解が示されました。母国語での相互支援が可能となり、技術指導や生活面の不安軽減、早期戦略化につながるためであります。また建設業の現場では、けがが一番怖いとの強い危機意識のもとに、言語、文化の違いを超えた徹底した安全教育が実施されている。外国人材を受け入れる企業には、法令上の特別な安全配慮義務も課せられており、一層の責任が求められる状況であります。

最後に、提言といたしましては、本町においても、外国人材の雇用が始まっていることから、今回の調査で得られた知見を参考に、以下の施策を強化することが肝要である。

第一に、各事業所が有する特有のリスクを鑑み、外国人雇用における安全管理体制をより一層強化すること。第二に、優良な監理団体や登録支援機関の活用促進等に関する情報を町内企業に対し積極的に提供・共有することが求められております。

以上、報告といたします。

〔総務文教常任委員会委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

続きまして、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について、委員会の報告をお願いいたします。経済建設常任委員会委員長、甲斐徳仁君。

〔経済建設常任委員会委員長登壇〕

○経済建設常任委員長（甲斐 徳仁君） それでは、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

期日、調査事項、調査目的、場所、出席者はお手元に配付したとおりでございます。

今回の調査は、平成21年3月3日の本会議において、町道認定をいたしました日之影温泉駅梁崎線、総延長8.52キロのうち、未供用部分である神影大橋から吾味橋間の現地確認を実施いたしました。本路線は、旧国鉄高千穂鉄道として長きにわたり、沿線住民の利便性や観光等の役割を果たしましたが、災害を受け、惜しまれながら廃線となった経緯があります。

その後、一時的に民間企業により、リバーパークとして屋形船やカート等の施設が展開されましたが、現在は撤退をしています。本路線周辺では、伐木を迎えた杉や植林地の草刈り等の管理が課題となっていて、加えて沿線地権者への情報提供不足等により、路線の利活用が進んでいないのが現状であります。

現地は、吾味駅から最初のトンネル付近までの500メートルと、神影大橋から下流400メートル付近までは歩行は可能ですが、残り3キロメートルについては長年の放置により自然が侵食し、山に戻りつつある状況である。路線の有効活用に向けた早急な対策が求められる。

本委員会としては以下の施策を提言をいたします。

1つ、地権者・山林所有との意見交換を早急を実施すること。

1つ、山林作業道路や自然の中で健康増進を図る、セラピーロードとしての活用を検討すること。

1つ、日之影温泉駅及び観光協会と連携した自転車貸出のサイクリングロードやコミュニティセンターを中心とした中央まちづくりのための動線確保を行うこと。

1つ、五ヶ瀬川水系を中心とする自然環境を活用し、癒し・体験・運動・交流を融合させた新しい観光・交流の創出を目指すこと。

1つ、SUP（スタンドアップパドルボード）の体験ゾーンとして、ダム湖の浄水域を活用し、初心者でも楽しめるSUP、カヌー体験の検討を進めること。

この路線活用の促進が健康、観光、教育、行政などの多面的な効果を生み出し、町の活性化につながることを期待をされる。

結びに、本路線は先人が築き上げた貴重な財産であり、その歴史的・地理的価値は高く、次世代に継承することは町の責務であります。町と住民・関係団体が一体となり、この地域資源の利

活用への道を目指すことが強く求められます。

なお、令和8年第2回定例会において、経過報告を求める意見を付して報告いたします。
以上です。

〔経済建設常任委員会委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

日程第6. 報告第6号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第6、報告第6号専決処分事項の報告について（専決第10号）（工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 報告第6号専決処分事項、工事請負変更契約の締結について御報告いたします。

令和5年度4年災第1432号、日向川、河川災害復旧工事は、令和5年9月1日に議会の議決をいただき、契約した工事ではありますが、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による町長の専決処分について」に基づき、町長において工事請負変更契約の締結を専決処分したものであります。

主な変更事項は、法面保護工である、現場吹付法砕工の増、及び、護岸工である大型ブロック積面積の減であります。それに伴い、工事請負金額が420万1,138円増となり、工事請負金額が1億6,535万1,138円となったものであります。

以上、御報告いたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で報告は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきますが、議案書のほうに図面が添付されておりますけれども、もう既に工事は完了ということでございますが、専決は11月の14日ですか、期日は。そういうふうになっておりますけれども、これの完成検査日はいつですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 徳仁議員の御質問に答えさせていただきます。

完成検査日は、11月の25日となっております。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ありがとうございます。工期が来年の年度末と、8年3月31日と、非常に早い段階での工事完了ということでありまして、非常にこの業者の皆さん方の御努力

にあると敬意を表するものでありますけれども、これだけ早い短縮ができたという要因・原因は何でしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） この工事につきましては、2回ほど工期延期をさせていただいております。最終的な工期延期で、令和8年3月31日までという工期を取らせていただきましたが、これにつきましては、まだ災害復旧工事が集中していること、それから河川工事で出水期の状態で工事を中断しなければいけないことなどを想定しまして、余裕を持った工期ということで3月31日を取らせていただきました。実際、今年は夏場も含めて工事がすることができまして、現段階での復旧が、工事の完了ができたという状況であります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 図面を見ますと、斜面のり枠ですかね、専門的なことは存じ上げませんが、2段ステップの上のにり枠が入っておりますけれども、これが追加の分という捉え方でよかったですでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 言われるように、上の2段ステップある部分が大まかな増の部分になります。当初からもちろん法面工も一部見ていたところはありますけれども、横断がある場所とない場所によって、当初の横断図を基に図面を切り込んでいますけれども、その横断がない箇所において起工測量等を行った際、不安定な部分があったり、地質の悪い部分があつて安全の確保が取れないということで、改めてその辺りの追加横断を取った中で法面工の増が出てきたものになります。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 写真を見ますと、上に水田がございますけれども、これとの関係性というのは大丈夫ということでよろしいでしょうかね。例えば、水田の水等々がということは全くないということでいいでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 写真を見ていただくと分かりますように、言われるように上部のほうには農地がございます。今回の被災につきましては、河川の護岸洗堀が原因となって災害を受けたものと思われま。

今回、その床掘の影響部で山側を切らざるを得なかったというところで、ここを上農地まで影響を今後持たないための法面保護工となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

ます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ありがとうございます。本議案には直接関係ないんですが、関係性が非常に大きいので、さらにお尋ねするものでありますが、この日向川の今既存の通行止め箇所ですよ、地滑り関係。これは当然、護岸等が大きな水害等によって侵食される。そのことによって、全体の山が動いたのかどうかは存じ上げませんが、今現在この通行止め箇所を今後予想される中で、最短でどれくらいで災害査定を受けて申請行為を行って、早い段階ではどれくらいのめどを今予想していますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 具体的な時期というのは、正直今の段階ではちょっとお答えが難しいかと思っております。と申しますのも、今ボーリングを掘って全体的な範囲等を調査しているところではありますが、思った以上に動いていないだろうと思われる部分でのボーリングの部分においても、若干の動き等が観測されている状況であります。

そういったことを考えますと、追加ボーリング等が今後必要になってまいりますし、地滑りの範囲というのもしっかり確定しないと対策工法の検討もできないということになります。

今後、ボーリングの追加等を行いまして対策範囲というものが確定した後に、また対策工法等の検討を進めていくということになりますので、令和8年に災害査定を受けるところは目標として考えているところであります。

これを今後工事また通行止めの解除というところについては、現段階ではちょっとお示しが難しいと思っておりますので、また地元のほうには、その情報等を逐一相談して対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 直接工事請負関連でないので申し訳ないなどは思いましたが、建設課長のほうがしっかり今後のあくまでも方向性ということで答弁をしていただきました。

さらにお尋ねしたいのは、相当な事業費になると思うんですよね、これ。期間もまだ今全然どういう状況かも分からない。事業費についても今後のことになりますので、相当大きな金額になるだろうというふうには思いますが、これ激甚災害の適用は受けられそうでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長、春田直人君。

○建設課長（春田 直人君） 今の段階で受けられる、受けられないというのは、はっきりとは申し上げられませんが、かなり大規模な事業費になると思いますので、激甚指定をもらえるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第6号は終わりました。

日程第7. 議案第40号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第7、議案第40号日之影町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第40号日之影町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を説明いたします。

子ども・子育てに対する支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「子ども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」が創設されたことに伴い、内閣府令で定める基準に基づき、入児等通園支援事業の実施に係る設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであります。よろしく御審議の程お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先日、全員協議会の中で御説明いただいたところなんですけれども、この実施方式として余裕活用型乳児等支援通園事業を採用されるということだったと思うんですけれども、この対象者に対してどのくらいの余裕が現在おありなのか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

現段階での利用見込み人数ということで、9名ほどの利用が見込まれるかなというところですが、現在、余裕的には8名程度あるというところがございます。

ただ、ゼロ歳児等につきましては、誕生されてから1歳を迎えたら大体皆さん保育園のほうに入園させるというような流れがずっと来ておりますので、9名がずっといるというところではございませんが、該当する保育園とそこは協議をしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） この事業、全国各地で事前実施されている自治体があるんですけども、余裕がないことによって令和7年度事業が実施できないという保育園も多少あるということをお伺いしております。

今の答弁においては、日之影町は今後も長期的にじゃないですけど、来年度の実施においては十分余裕があるという受け止めでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この入児等通園支援事業の対象年齢が生後6か月から満3歳未満での子供と、保育園に通っていない子供たちということになっております。

現段階では、不足することはないだろうというふうに思っておりますが、例えば時期が重なったり、利用が重なったりする可能性もございます。保育園が受入れができないということもありますので、この事業に合わせまして日之影町は、今、実証事業をやっておりますファミリーサポート事業と兼ね備えて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 事業内容の中で、この前全協でもお話をいただきましたが、利用可能時間が国の基準では1人当たり10時間というようなことが定められておるようでございますが、本町としてもこれ準ずるということよろしいんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。

保育園との協議等々必要になってくるかなと思っておりますが、当初は国基準どおりの時間等で進めていきまして、その後は、利用者等の方々にニーズ等調査を行いながら、時間の延長を望む声も上がってくるのかなというふうには思っておりますが、そこにつきましては、受け入れ側の保育園と協議をしながらどのような形でこの事業を展開していくかというのを、また今後協議していく必要があるかなというふうに思っておりますが、当初は、国基準どおりでやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 分かりましたが、この利用負担金が1時間当たり300円、これも国基準ということですが、子育て支援の本当に充実した本町であります。この負担金

の助成というものは考えておられないのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。

本町、保育給付につきましては保育料の無償化を実施しております。この制度につきましても、新たな保育給付・通園給付という形になりますので、今の保育給付に合わせた助成をしていくことが必要ではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それで、関連質問させていただきます。ファミリーサポート事業、こちらと今回条例で制定するところの今回の日之影町入児等通園支援事業、こちらはファミリーサポートセンター事業のほうが費用的には高かったと思うんですが、その費用の差額というのはどのくらいありますか。例えばファミリーサポートセンター支援事業が幾ら、今回の事業は先ほど答弁にもありました300円だったんですが、そこをお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

まず、入児等通園支援事業につきましては、生後6か月から満3歳未満で、保育所に通っていない子供たちが該当になります。

日之影町が行うファミリーサポート事業につきましては、生後4か月から12歳までの子供さんを対象に実施していくということで、12月から実証事業を行っております。実証事業期間中は、利用料は無償ということでやっていきたいというふうに考えておりますが、1時間当たりで考えますと500円から600円程度ファミリーサポート事業のほうが高いかなというふうには思っておりますが、ある程度の町からの支援が必要かなというふうなところで考えております。

金額等はまだはっきりと出しておりませんが、子育て事業であり金額等の差がないような形で金額設定等は考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） と言いますのは、今回、上がっております事業に関しましては、制限時間が短かったので、うまくファミリーサポートセンター事業と組み合わせていくとよくなるのか、さらに子育てがしやすくなるのかなというのがあったので、ぜひその点は、今後協議して進めていっていただきたいと思っております。併せて今回の事業に関して先ほどからもありますが、当該事業者、例えば保育園のスタッフの負担とかがあっていうのは出てこないのか、その辺りも今後協議していく部分なのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

町内保育2園の方たちに負担がかからないような形で日之影町としましては、余裕活用型の事業を取り入れようというふうに考えております。

保育園の園児数は月々に移動したりすることがかなりございますので、保育園の負担にならないような制度設計が必要ということで、そこら辺りも含めまして密に協議をしていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今の質疑の関連ですが、利用者負担と保育園の負担の軽減ということで、この制度の予約について今まで各地方で議論されていますが、本町において事業実施に当たって予約はどのような形になるか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問にお答えをいたします。

この入児等通園支援事業は全国で展開をされる事業ということで、国のほうがシステムを準備しておりますが、それをうちのほうも入れまして利用者の方はスマートフォンから登録をしていただくということで、まず初めに、初期の登録が必要でございますが、初期の登録の段階で、お子さんのアレルギーとか、発育状況等を入力していただくフォームもございますので、その辺を見ながら保育園と面談をしていただいて、実際の通園が始まるのかなというふうな想定をしておりますので、そちらのシステム上で全て管理されているということで御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第7、議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されま

した。

日程第8. 議案第41号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第8、議案第41号日之影町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第41号日之影町過疎地域持続的発展計画の策定についての提案理由を説明します。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5か年の日之影町過疎地域持続的発展計画を策定しましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第41号については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

日程第9. 議案第42号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、議案第42号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第42号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

令和7年8月7日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、初任給及び若年層に特に重点を置きつつ給与月額の上上げ、一般職員と定年前再任用短時間勤務職員の期末手当と勤勉手当の支給月数を0.05月上げるものです。

併せて通勤手当についても距離区分に応じて手当を引上げ、令和7年4月1日に遡及し適用するものであります。

また、新たな距離区分を新設し令和8年4月1日から適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 議案書42号の新たな距離区分の設置なんですけれども、65キロメートル以上から100キロメートル以上まで、（セ）から（ナ）までありますけれども、それぞれ対象になる職員は（セ）から（ナ）まで何名ずついらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） ただいまの質問にお答えします。

65キロということですが、65キロ以上の通勤手当を支払っている現在は誰もいらっしゃいません。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ただいま65キロ以上は本町にはいないということでありましたが、現在、本町職員で片道最高距離では何キロになりますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 一番距離が長い通勤につきましては、52キロが最高となっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 往復で104キロということですね、片道52キロということがありますので。ちなみに先ほど質疑が出ましたが、（セ）から（ナ）まで非常に見にくいシステムなんですけれども、この中で本町が一番多い部分というのは（セ）から（ナ）まででどこが一番多いですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 今回の条例におきます（セ）から（ナ）につきましては、今現在いらっしゃいませんが、65キロ以上となっています（セ）から（ナ）に関しては65キロ以上となっておりますので、今はいませんが、それより近い部分につきましては、30キロ以上35キロ未満の職員が17名現在います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） すいません、確かに（セ）から（ナ）までは65キロ以上と、非常に見にくくて、これ。なかなか私が見落としをしておりました。大変申し訳ありませんでした。

今、課長の答弁では30キロから35キロまでが17名ということでございました。このカテゴリーが一番多いということになりますね、職員としては。ちなみに町外からは何名くらい今、あるいは7年度ではおられますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 申し訳ありません、町外内で区分をつけておらず距離別で区分をつけておりますので、町内よりも近い部分が、ないか。ちょっと待ってください。町外からの通勤は32名となります。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） この通勤手当の距離区分に関するものについては、遡及になっていきますね、4月1日からの遡及適用。これ、4月からの遡及適用になったとしたときに、幾らぐらいになりますか、一番高い方で。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 一番遠くなる方につきましては、月額3万2,300円になる予定になっています。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 大変すみません。現在、一番遠い方が2万8,000円から3万2,300円になる予定となっております。差額が4,300円になります。一月ですね。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 差額になります。遡及したら、3万8,700円になる予定になります。遡及額が4月から12月という形であれば、3万8,700円上がるという形になります。以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 今回、明確に通勤手当の区分を改正するわけでありますから、当然、所管課長としては、どれくらいの差が出る、あるいは当該職員どれくらいいるというのは想定範囲内で試算をしているものと私は思っていたのですけれども、3万8,700円ですね。これは間違いないですね。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 4月から12月まで、9か月間の4,300円を掛けまして、その金額になるというふうに計算したところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第42号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第43号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第10、議案第43号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第43号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

令和7年8月7日の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、国家公務員の特別職に準じて、議員に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和7年12月1日に遡及して適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 今さらながらではありますけれども、この附則で総務課長のほうにお尋ねをしたいわけでありまして、提案理由も条例の改正等についても、特別職である行政三役と議会は特別職というカテゴリーですよね。その中で、条例では報酬ということが冒頭出るわけでありまして、もちろん提案理由についてもそのとおりであります、この附則

の中の括弧書きの給与ですよ。下から3段目、括弧書きしていますよね。

この表現というのはずっと以前からそう思っていたんですけども、適正かどうかというのは何かりサーチなりされたことはございませんか。我々は給与ではないので、基本、報酬なんですよ。でもこれがより分かりやすくするための説明なのかどうなのか、そこら辺りがどうにも今一つピンとこないわけですけども、いかがお考えでしょうかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 今、御指摘のあった分につきましては、私は特段何も調査をしておりませんので、また調査してその結果をお知らせしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第43号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第44号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第11、議案第44号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第44号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

令和7年8月7日の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、国家公務員の特別職に準じて、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和7年12月1日に遡及して適用するものであります。よろしく御審議の程お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきますけれども、兼ねてから私はいつも本会議で申しておりますけれども、本町三役特別職の報酬は、県下でも非常に低いほうであります。平均より下の推移でありまして、17町村のうち下から4番目ぐらいでしたかね、記憶を定かではありませんが。併せて職員のラスも低いので上げたほうがいいと。

当然、三役についても、県内の平均より下ということそのものが、非常に私は今一つピンとは来ていない。それだけ仕事をする以上は、それだけの給与対価はあってしかるべきというのが私の持論なんですよ。

そこで、お尋ねをしたいのは、現在、報酬等審議委員会、5回か6回か会を開いていると思いますが、これ三役の給与のアップについては何も話はないんですか。行政がしなくても報酬等審議会が特別職の報酬等審議会ですので、いやいや行政三役もこの数字はかなり低いじゃないかと、そういう提案なり相談なりはないものですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 報酬等審議会につきましては、本年度3回実施しております。昨年度からいきますと6回現在行われております。その中で、三役、町長、副町長、教育長の給与につきましては、やはり県の平均よりも低いということで、そういったところは改善すべきではないかという御意見はありますが、詳細につきましては審議中でございますので、こちらでは報告出さないという形をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 三役についても現在そういう協議があるということで、御理解していいかなというふうに思いますが、結局、安けりゃいいというものじゃないんですよ、基本。確かに全体を押しなべてあるべき金額を出していくというのは大変重要なんですよ。それは分かるわけですが、でも、やっぱり特別職という形になれば、365日休みは非常に少ないと、常にそういう責任感というものから逃れることはできない。そういう観点から言えば、これだけ面積が広大で、この町をしっかりやっていく以上は、県の平均よりは下というのは、非常に私はモチベーション的にもどうかなあというのがあります。

そして、やっぱり今の日之影町の財政なり、経常収支比率なり全てを勘案しても、これは自分たちではなかなか言いにくいだろうと思うんですよ、特別職は。でも、だからこそ議会が私は常に職員も三役も上げるべきというのは、もう声高らかに、終始一貫ずっと言い続けてきており

ますので、これは当然、議会の議決が要るわけではありませんけれども、議会もそのことについて異を唱える者はいない。ここらあたりがいいタイミングではないかなというふうに思いますので、また議会からそういう意見が出ているということも併せもって、報酬等審議会には、それとなくお話をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第45号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第12、議案第45号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第45号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

令和7年8月7日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月11日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、第1号会計年度任用職員に係る期末手当と勤弁手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、令和7年4月1日に遡及して適用するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 先ほどから、いろいろ同僚議員から意見も出ておりますが、この会計年度任用職員の存在というのも行政執行に当たりましては、非常に活躍されておりますし、私も監査委員の立場からでも、よく頑張っていらっしゃるなということを実感しております。

先ほどから、給与の報酬上げという話も出ておりましたけれども、この機会でありますので、会計年度任用職員も併せて、こういった報酬の見直しも今後検討すべきではないかと思っておりますので、併せて総務課長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 今回の人事院勧告によって、会計年度の職員の方々の単価も変わってまいります。今後も、会計年度の方々の職務等も含めまして、給与につきましても、また検討してまいりたいと思います。

以上となります。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連しますけれども、職員と会計年度任用職員、併せて、今回、人事院勧告を見てみますと、人材確保の観点からも給与の引上げというところがありました。そのほかにも、飛び級など、国家公務員のほうではいろいろあったんですけれども、今回の人事院勧告での議決が、本町の職員及び会計年度任用職員の働き方の向上につながり、人材確保に資するかどうかというところを町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいたします。

国を挙げて賃金上昇しながら経済循環という形の方針の下に、人事院勧告等もあります。国家公務員に準じて、地方自治体、本町を含めて、それに準じた形で条例改正をしてあるということでもありますから、その流れに沿っているわけでもありますけれども。

御質問がありましたとおり、やはり限られた人員の中で、一般職の職員はもとよりでありますけれども、会計年度任用職員の方々も職務については責任の度合いというのは違いますけれども、頑張ってくださいしておりますし、正直申し上げまして職員の充足が十分ではございません。

そういう中におきまして、このような形で、やはり報酬等も含めた処遇改善、そういうことをしながらやっていくことも、昔はそういうことはあまりなかったわけでもありますけれども、今後の社会情勢とかそういう中においては、その流れが続くと思いますので、今回御提案を申し上げて、一部は可決していただいておりますけれども、これをもって、そういった採用等に含めて、やっていきたいというような思いを持っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。1時間過ぎましたけれども、休憩を取りたいと思いますが、いかが諮りましょう。（発言する者あり）それでは、11時20分から。（発言する者あり）暫時休憩、20分からをお願いします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第13. 議案第46号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第13、議案第46号日之影町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第46号日之影町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

本条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を根拠に、個人番号の利用の対象となる法定事務に関し、必要な事項を定めているものでありますが、今年度、デジタル庁が運営する医療費助成システム事業を実施するにあたり、対象の事務を独自利用事務として条例に定める必要があります。

また、法改正により、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る規定が見直されております。

すので、併せて、条文の整備を行うものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 議案第46号提案理由の説明で聞いたら非常に難しそうなものなんですけれども、これ、議案書を読み込みまして、簡単に言うとマイナンバー利用の拡大と手続の簡素化、役場からしたら役場内での情報利用の拡大が、これが4条の1と2、その次に住民からのメリットで、書類提出の省力簡素化が4条の4に当たるのかな。おおむねこの理解でよろしいでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 久保議員のおっしゃるとおりで結構だと思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第47号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第14、議案第47号日之影町ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第47号日之影町ひとり親家庭医療費助成に関する条例及び日之影町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

現在、ひとり親家庭医療費助成及び子ども医療費助成においては、医療機関等受診時に受給資格証等の提示が必要ですが、デジタル庁が運営する医療費助成システム事業を実施するに当たり、

受給資格の有無等がシステム上で確認できることとなるため、マイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて資格確認を実施した場合の受給資格証等の提示の取扱いについて、所要の改正を行うものであります。よろしく御審議の程お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） さきの46号の一部改正からこの47号になるのですが、この受給資格を今まで提出していた人が、提出が省略できて便利になるということだと思のですが、実際、今まで手続されていた方がどのようなメリットがあるのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えいたします。

保険証とは別に、医療受給者証それぞれの資格を有する方、医療受給者証をお渡ししておりますが、今、はがき台サイズの受給者証ということで、御本人さんがお持ちになるというのが非常に不便であったらうなどの感覚がございます。

マイナンバーカードを利用することによりまして、その方の資格が確認できるということで、マイナンバーカード1枚で医療機関等の受診が可能ということでもありますので、たまに医療受給者証を忘れたという方も当然いらっしゃいましたので、そこら辺はメリットになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） であれば、47号で言えば、システム改修費も今後かかってくる、もしくは提案理由の説明の中にもありましたが、オンライン資格確認端末という言葉も出てきますが、こういったものも今後必要になってくるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

このデジタル庁が実施します医療システムを導入するに当たりましては、令和7年6月議会のときに補正予算のほうで可決していただいておりますので、システム等の整備が整ったということでございます。

議案第46号で個人番号等の取扱いについても議決いただきましたので、早ければ年明けにはマイナンバーカードのみでの受給が可能というふうなスケジュールになるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきますが、今、しきりにテレビで、もう今までの資格確認書を使えないということで、各役所等は町場ではかなり大混雑をして順番待ちと、長いところでは1時間以上待っているというような状況であります。

その有資格証ですよ、マイナンバーに変わる。これは3年5年とあるんですかね、あれは。その資格の内容によって。そこら辺りは、本町あたりは結局マイナンバーを申請を100%ではないと思うんですよね、現在。今のマイナンバーの受給の進捗状況というか、令和7年の10月、現在か。11月でも結構ですけれども、どれほどになっていますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

マイナンバーのマイナ保険証の利用についてですが、町のほうで把握できております分が、国保加入者と後期高齢の加入者の分になりますが、国保のほうにつきましては、令和7年9月の数字が最新となりますが、被保険者数が811名、そのうちマイナ保険証登録者数が677名、登録の率としまして83%程度となっております。

未登録の134名につきましては、資格確認書を交付しております、この確認書で受診等ができるようになっております。

後期高齢のほうにつきましては、被保険者数が954名、マイナ保険証の登録者数が779名、登録率としましては、国保と同じような数字ですが82%となっております。なお、後期高齢の加入者につきましては、全加入者のほうに資格確認書を交付しているところです。

高齢の方、施設入所の方等が、マイナ保険証が使えなかったり、使いにくかったりする場合がありますので、そういう方につきましては、資格確認書のほうで対応していただいているようなふうになっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 9月現在で、800の600、83%と、国保段階では数字が示されましたが、そのいわゆる資格証ですよ。資格証の期限は、あれはどのようなシステムであったんですかね。結局資格証はマイナ保険証に代わるものであるもので、マイナ保険証の申請をしようとして、そしてマイナンバーカードが、ひもつきがなったときに、資格証というものは同時に、それを受け取る時に返還するシステムなんですか。それと年数ですね、資格証の。そこら辺りはどうであったんですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） ただいま質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを登録しまして、マイナ保険証の登録もされた方につきましては、資格確

認証の返還まではなかったかと思えます。また、その期限につきましては、これまでが1年間だったかと思うんですが、それと同様の扱いだったかと思えます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 例えば資格証が1年であったとして、その間に登録されない方については、国保の場合ですよ、どういうふうなリサーチをされるんですかね。ちゃんと電話連絡なり、文書なりで説明するのかなどなのか。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） まずはマイナンバーカードの登録をされていない方の場合は、その登録から始まるかと思うんですけれども、そうした場合は保険証のひもづけ等の案内をしていたりするところです。

また、登録をしている方で保険証とのひもづけをされていない方についてですが、ほとんどの方が御高齢の方とか、それこそ先ほども言いましたが、施設に入所されているような方とか、そういうふうになってきているのかなというところでは思っているところです。登録率が80%を超えてきておりますので、ほとんどの方がひもづけはしていただいているのかなと。

今後、まだされていない方等がいらっしゃれば周知等をしていって、ひもづけのほうをしていただくように進めたいとは思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ちなみに県の平均は出していますか。あるいは町村平均、県を出していなければ17町村の平均、それを出していなければ西白杵郡の平均、何かそこあたりはリサーチをしていますかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 税務課長、福川勝志君。

○税務課長（福川 勝志君） 今手元にある資料が本町の分のほうのデータだけとなっております。他の市町村等の率等につきましては、調べてみないと確認できないのですが、今手持ちの資料は町のみとなっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長、押方誠君。

○町民福祉課長（押方 誠君） 補足して説明をさせていただきたいと思えます。

まず、このマイナンバーカードというものは、個人が取得したい場合はできるということで、あくまでも任意という形で国のほうはうたっておりますが、現状を見ますと、かなりマイナンバーカードを持たせるような普及の仕方をしているのかなというふうに思っております。

まずマイナンバーカード自体は、全国で約8割の方が保有をしているというところで、宮崎県においても85%程度、日之影町におきましては86%くらいの方がマイナンバーカードを保有されているということでございます。おおむね7割から8割の方は保険証ひもづけをしているのかなというふうな予想は立てておりますが、その中で、今後、国がどのような方策を進めてくるかは分かりませんが、丁寧な説明が今後必要になってくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第47号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第48号

日程第16. 議案第49号

日程第17. 議案第50号

日程第18. 議案第51号

日程第19. 議案第52号

日程第20. 議案第53号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第15、議案第48号令和7年度日之影町一般会計補正予算（第3号）から日程第20、議案第53号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）までの補正予算6件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第48号令和7年度日之影町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、施設型給付費扶助費、中学校校舎外壁改修工事並びに人事院勧告に伴う人権費

等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は、個人町民税等で1,347万3,000円の追加。国庫支出金は、子どものための教育・保育給付交付金等で1,286万3,000円の追加。県支出金は、子どものための教育・保育給付交付金等で477万1,000円の追加。寄附金は、ふるさと応援寄附金等で、1,210万円の追加。繰入金は、ふるさと応援基金繰入金等で1,337万9,000円の追加。諸収入は、ケーブル移設補償金等で260万9,000円の追加。町債は、緊急防災・減災事業債等で570万円の追加。

以上、歳入補正を6,489万5,000円の追加とし、歳入総額を63億5,829万5,000円といたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、人件費等で42万7,000円の追加。総務費は、ガバメントクラウド使用料等で2,781万5,000円の減額。民生費は、施設型給付費扶助費等で2,913万8,000円の追加。衛生費は、簡易水道事業会計繰出金等で97万6,000円の追加。農林水産業費は、林道整備委託料等で1,129万2,000円の追加。商工費は、施設管理委託料等で280万2,000円の追加。土木費は、町道整備委託料等で759万1,000円の追加。消防費は、人件費で19万2,000円の追加。教育費は、中学校校舎外壁改修工事費等で1,778万6,000円の追加。災害復旧費は、現年発生農業施設災害復旧費等で233万8,000円の追加。諸支出金は、ふるさと応援基金積立金で1,000万円の追加。予備費は、1,016万8,000円の追加。

以上、歳出補正を6,489万5,000円の追加とし、歳出総額を63億5,829万5,000円といたします。

次に、第2表、地方債補正につきましては、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第49号令和7年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告等に伴う人件費の補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。県支出金を10万6,000円、繰入金を57万8,000円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。総務費を57万8,000円、保険事業費を10万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,419万9,000円とするものであります。

次に、議案第50号令和7年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に係る人件費及び第10期介護保険事業計画策定準備に係る事務費並びに要介護認定者のサービス利用実績に伴う介護サービス等諸費の追加が主なもので、保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。保険料214万8,000円、国庫支出金を236万1,000円、支払基金交付金を238万4,000円、県支出金を123万8,000円、繰入金を232万2,000円、それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。総務費を112万2,000円、保険給付費を880万円、地域支援事業費を53万1,000円、それぞれ追加して歳入歳出予算の総額を6億7,713万9,000円とするものであります。

次に、議案第51号令和7年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の減に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。繰入金を90万1,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。後期高齢者医療広域連合納付金を90万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6,740万3,000円とするものであります。

次に、議案第52号令和7年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものであります。

まず、収入について申し上げます。営業外収益は、他会計補助金で60万6,000円を追加するものであります。

次に、支出について申し上げます。営業費用は、総係費を60万6,000円の追加とし、収益的収入及び支出の予算総額を1億1,293万2,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ、流用することのできない経費は、職員給与費1,030万9,000円を1,091万5,000円とするものであります。

次に、議案第53号令和7年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

まず、収入について申し上げます。営業外収益は、他会計補助金で21万9,000円を追加するものであります。

次に、支出について申し上げます。営業費用は、総係費を21万9,000円の追加とし、収益的収入及び歳出の予算総額を2,533万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費798万9,000円を

820万8,000円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算6件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第53号までの6件については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたしました。

日程第21. 発議第5号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第21、発議第5号日之影町消防団の未来を守る決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

我々日之影町議会は、消防団の活動維持のために、執行部提案の機能別消防団を設立をはじめ、建設的な議論を交わし、時には意見も交わしつつ議会からも政策提案を行ってまいりました。

ところが、先日、郡、議長宛に意見書が提出され、日之影町議会でも配付されました。この意見書は、郡内の団員にも閲覧され、団員からは、どこに相談すればよいのかとの不安の声が上がっているのは現状です。

賛否は各々あることは当然ながら、公式に提出された意見書であることから、我々議会もこれに対してしっかりと意思の表明を行うべきであると考え、本決議を提案するものであります。

以上、地方自治法第112条及び日之影町議会会議規則第14条第2項の規定により提案いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） まず、今回の発議を行うにあたっての意図は何でしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それではお答えいたします。

まず、質問にお答えする前に一言申し上げます。私は日頃議場では原稿を用いない主義ですが、本日はこの発議の真の意図を正確に、かつ感情的なものをなるべく排除し、論理と批判に徹してお伝えするため、あえて原稿を読み上げさせていただきます。

少々厳しく批判する表現を含むかもしれませんが、〇〇〇、誰かが責任を取る必要があるとい

う倫理的な信念の結果であり、熟慮に熟慮を重ねた上で強い言葉を選んでいることを御留意いただきたく存じます。

本答弁は、特定の組織や個人を罰するものではなく、町の未来の防災力と民主主義の根幹を守るために、〇〇〇議員としての職責に基づいて行います。

それでは、ただいまの高館議員の発議の意図についてという御質問にお答えいたします。

本決議は、日之影町の未来の地域防災力を確保することを大前提といたしますが、その核心にある発議の意図は、〇〇〇誤りを是正することにあります。具体的な問題点として、私は2つの深刻な構造的誤りを指摘いたします。

第1に、〇〇〇。

広域消防でパワーハラスメント問題が表面化してから、まだ間もないことは明らかです。にもかかわらず西臼杵郡において、消防団組織による指導や敢行が通常ハラスメントに使われないはずの、公印が押された公的文書という行政の公的権威が〇〇〇利用され、過剰な圧力を加えることに利用されました。この行為こそが、地域を超えた政治課題への〇〇〇介入、〇〇〇。

この行為者の意図がどうであれ、公的な権威を利用して不当な結果をもたらす行為そのものが存在している以上、これは典型的なハラスメント構造であり、〇〇〇これを助長していることにほかありません。

第2に、〇〇〇。

町長には、地方自治法に基づき全ての行政事務を監督する義務があります。しかし、町長は過去の証人尋問において、消防任せだったと発言した経緯がありながら、現在もこの不当な構造が疑われる事態に対し、一貫して団の自主性を盾に行政指導を怠っていると考えられます。

しかし、この自主性という言葉で責任を回避することは断じてできません。なぜならば、組織に問題が発生したとき、最終的に責任を負うのは、その団体を監督する立場にあるものだからです。これは、行政内部のチェック機能に悪意はなかったとしても、公的な文書管理に重大な機能不全を引き起こし、公権力の中立性を侵害いたしました。

そして、町長が〇〇〇監督責任者として是正を怠り続けていることこそが、民主主義の根幹を脅かす最大の原因です。〇〇〇、意見書の趣旨に相反して団員の士気を決定的に損ない、地域の防災力に即座にかつ深刻な悪影響を及ぼしております。

もはや一刻の猶予もありません。したがって、この発議の意図は、過去の過ちを繰り返さず、〇〇〇行政の誤りを正すことにつきます。

本日の決議は、〇〇〇、再発防止を担保するための議会としての明確な意思を示すものです。〇〇〇、一議員の意見に留めず、議会全体の権威をもって是正を要求する決議・発議が最善かつ必須の手段となると考えました。

私は、未来を守るために、全ての団員の声が公平に反映される健全な組織体制を議会からの民主的な意思表示として執行部に強く迫るものであります。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） 今回の趣旨説明が広範囲にわたって、今回の発議に至った中身がちよっとぼやけてきて、私は分かりませんで、また、同僚議員への質問ということで微妙な気持ちであります。質問をさせていただきます。

元に戻りまして、先ほど、執行部への発議に至った趣旨説明の中で、西臼杵3町消防団長から提出された意見書について、「郡内の団員にも閲覧され、団員からはどこに相談すればよいのかと不安の声が上がっているのが現状です。」との説明でありましたが、その不安の声についてどのような声なのかをお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それではお答えいたします。具体的に答えますと、この意見書を拝見して、これは議会が口を出すなという解釈なのかな、なので、例えば議員に相談しても今後は問題が解決されない、提案されないのではないかなという声です。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） そういう声が多数あったわけですかね。それと、日之影町消防団員の方からはどうでしたか、そういう不安の声というのは上がっていたんでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） ありました。何人か何名か誰からというのは具体的にお答えできません。なぜかという、以前、私が当選して間もない頃、3月議会でアンケートの提案をいたしたところ、このアンケートはできないということで、部に任せるということになりました。なので、ここで何名が、何人が具体的にと答えると、犯人探しになりかねないので、私はお答えできません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） それでは次に、決議の中で団員の負担軽減と活動支援の最適化に向けた予算、制度改革をさらに一層推進し、持続可能な消防団体制の確立に全力を挙げて取り組まれることを強く期待するとありますが、その取組について、久保議員の具体的な政策や内容等については、どのように考えられているのかお聞きいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） この中で触れてもいいのか分からないんですけど、質疑があった

のでお答えいたします。

私は、やはり消防団の規律として、団長及び幹部の意向は非常に大切だと思っております。なぜかという、やはり危険な場に団員が立たなければいけない。なので、厳しく訓練することも必要だと思います。ですが、民主主義的に進めるためには、全ての団員の声を聞いて意思決定を行っていく必要があるのではないかなというところですよ。

そこで団員の声を受けて政策を進めていけばいいということです。私がどうこうしたいというところはありません。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） よく分かりました。それで、私は3町の消防団長連名の意見書なので、3町議会で対応すべきではと以前言ったような気がします。またそのことについてはどうお考えですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 私は3町義会で対応してくれるのかなと思っておりました。それが先日の議員大会の中で慎重に判断すると、これ配付されてから何日もたっているわけですよ。その時点で慎重に判断する判断すると言って、意思決定を遅らせては、これは時期を逸すると。私は、これは意思の表明は緊急性があるということで、初日の発議を提案いたしました。

議員大会では、それぞれの議会が意思を表明すると、どうこうするという事はなかったはずですよ。なので、3町一緒というよりは、本町単独で、私一人でも動く必要があると感じました。以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 発議を議員同士でこういう質問を初めてであります。先ほどからの説明にありますように、非常に重要な案件だというふうにおっしゃられました。それならそれほどにもっと議論をすべきではないかと。

12月定例会にまだあと1週間ほどありますので、しっかりとそこで議員も同士の私は議論も足りなかった。そして、また消防団との意見交換なり、その実情なりをお互いに話し合うことが必要ではなかったかと思うんですよ。結局、この案が議運に上がって、今朝その調整があっただけで、もっと十分な議論をして、ある程度お互いの意見交換をやるということが、私は先にそれが一番重要だったのではないかと考えております。したがって、今日じゃなくても少なくとも1週間後の最終日にやって、私は今日言いましたけれども、それは通りませんでしたけれども、そこらあたりについてはどうお考えですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） お答えいたします。私が今日見たところです。今日決議案を出し

たばかりではなく、議会が開会される前に私は議長に相談して、そして各議員の方も閲覧されているはずですが、今日までに日数が足りなかったと言え、あと何日あればいいのかなというところがあります。それぞれこの意見書が日之影町議会で議長から配付されて、かなりの日数がたっております。

私は、この日数をもって、それぞれの議員各位がお考えをなさって、そして私が決議案を提出した時点で考えておくべきではなかったかなと思うところであります。今朝の全員協議会の中でも、発議に日程や詳細についてはありましたが、この中身について、私は話し合う時間は十分にあったと考えております。なので、会期の後ろのほうにずらしても、今日やっても変わらないと、私はその点では思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） 消防団との意見交換会についてはどうお思いですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） それは今回の件に関しては、もう時期を逸しておりますが、私はしていくべきだと思います。これが、意見書の提出もまた一方的なものでありましたが、今回の決議に対しても私は一方的であると私は感じております。なので、もしできることなら今後、この決議とは別に意見交換はしたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（５番 一水 輝明君） そうであれば、その意見交換を行った上でも、私は十分議会の今の考え方の久保君がおっしゃいました決してそんなに私の内容がどうなのかというつもりはありません。将来の消防団を守ろうという、根底はお互いに変わらないわけですよ。だからそういった話合いの中である程度和解できるころは、お互いが直接的な対話というものも私は必要ではないかということも含めて言ったんです、議会だけじゃなく。

そういった面で、これを決議してまた対話しても、また、それは消防団のほうから望みがあればまた対応できるかと思いますが、そういったところを含めて、私はもっと協議すべきではなかったという意見であります。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） どう答えていいのか分からないですけども、私が先ほど、趣旨、意見の意思について高館議員の質疑にお答えしたように、今回は、消防団の中身というより、行政手続〇〇〇に対して議会がどう行動を起こしていくかという決議であります。私は全員協議会か議運かどちらか忘れましたが、これは手続に非常に重要な問題があると答えたはずですが。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） 論点がちょっとずれているような気がしますので、そもそもこの決議文の中身を確認させていただいても、ある程度、議会は議会の立ち位置としてしっかりと消防団活動を支えるために、自分たちの議会としても議論していきますよ。それは改めて決議として発議をしたという理解でいいのかなと思います。

西臼杵3町消防団、宮崎県消防協会西臼杵支部から提出された意見書の中では、直接的な介入を行わないことについての意見書、こういった内容もございましたので、議会は議会として、しっかりといろんな意見を酌み取って、言論の府でありますので、その内容をしっかりと議会の中ではしっかりと流されずにやっていきたいと思いますという決議文かなと思ったのですが、その点はいかがお考えですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） はい、そのとおりです。何々をなさい、絶対になさいというようでは、確かに介入になってしまいます。ここで意思を示すということが大事だから、あえて、ごく当たり前だと、普遍的だと言われるようなものを決議案として出したわけです。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） ここでの論点は、先ほどから話しありますように、行政の事務手続の流れがどうであったかということが一番のポイントなんですよね。消防団の皆さん方は、それは昼夜問わず、有事の際には大変な思いをして生命・財産を守るという立場を預かっておるわけですから、消防団組織はどうかのこのじゃないわけですよ。

結局、設置管理監督責任を負う行政、地方公共団体の長が、何とか支部か知りませんが、その公印を押した行為、これについて議場におけるわけですから、町長、副町長、総務課長、どういうふう考えた上でそれを決裁したのか。いや、ちょっと待てと、要望を要望書に変えたらと。そういうふうな提案をしたのかどうか。

これは発議者にしか質疑はできないわけですが、会議規則としてはですよ。でも十分深掘りして、やっぱり情報共有を皆が心一つするためには、私は行政の答弁は必要だろうと、そういう認識しておりますので、議長いかがでしょうか。聞いちゃったですか、話を議長。

○議長（甲斐 睦彦君） 必要であれば執行部のほうに質疑という形で認識してよろしいですかね。執行部から今の質問に対して答弁があればよろしく願いいたします。

町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） この決議文についての質疑だろうというふうに思っておりましたが、い

つの間にか責任が執行部、町長に代わってきているように大変思いました。

いきさつ等につきましては、一般質問等があるということで勉強もしまして資料も持っていますけれども、ある隣の町の議員に立候補される方がチラシの中に当選したら消防団等々の改革をするというような文書だったというふうに思います。

そういったものを、3町の団長さんを含めて危機感を持たれたというか、議会のほうで消防団の活動等を制限したりするのかというふうな捉え方をされたのではないかなと、そういう形でありますから、私も意見書がいいのか要望書がいいのかよく分かりませんが、大概普通の民間でも議会の場合は意見書等を決議をして、国とかに挙げるということでありまして、民間というかそういう形の中であれば、住民の方々が議会に対して意見を出すとか、そういう形での意見書だろうというふうに私は感じておりました。まあ、要望書であれそういう形でも一緒かなあというふうに思っていたところでございます。

そういう中において、私こういうのが3町の議長さん宛に出されたということは、後で報告を受けまして、その内容については、全てはその時は把握しておりませんが、やはり3町の団長さんたちがそういうのをもとに、3町の議会議長さん宛に出して提案というか意見を述べたということであれば、それをもって3町の議長さんと、3町の団長会あたりが意見交換をして、いや議会はこういうふうにいるんだとか、そういう意見聴取をすればいいのではないかなあというふうに捉えておりました。

そういうことは、やはり意見交換をしなくて、ただ意見が出た。じゃ、それに対抗して決議だという形は、この趣旨にもありますように、行政、議会、消防全てにおいて一緒になって日之影町の防災、安全を守ろうという意識は何ら変りがないわけでありまして、久保議員が対決をおおるとかそういうことじゃないということでありまして、しかし人間であるわけでありまして、そういうことじゃなくて、できますればこれを機に意見交換をしていただくなり、やっていただくことが、団員あるいは町民にとって一番いいのではないかなあというふうに思っております。

木城町におかれましても、新聞等に出ておりましたけれども、消防団と議会との意見交換会を開催をして、今後の団員減少等についてやっておられました。まさにこういうことが始まってきたなあということでもありますから、こういういいきっかけにもなるのかなあと思いましたので、意見交換あるいはそういう団員との意見交換をぜひやってほしいなという思いでありました。

それから、私が、もう皆さん御案内を勉強をされておられると思いますけれども、消防組織法においては、団長は私が任命をさせていただきます。ただ、消防団長は消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督するというのが消防組織法の中に明確に書いてあります。

ということは、団長は私が任命をしますので、団長に対しての責任は私にございます。しかし

団員に対しての責任は消防団長が持って懲戒処分そういったことの権限をやられるわけです。そういうことで、私は、今日は議員の中にも歴代幹部の方々もおられますし、傍聴にも歴代の幹部の方々がお見えであります。

日之影町の首長は当然そのようなことを把握しながら、今まで消防団の運営等についてはやってきたつもりであります。と申しますのが、あまりにも逆に首長が消防団活動、消防団の中に意見申し上げた中では、自主的な防災はできないという意識があるから、今日までそのような形を取ってこられたんだろうというふうに思います。

また公印等につきましては、3町消防団の会の公印だというふうに私は認識をいたしております。当然、日之影町長の長の印を押すことであれば、それは決裁を通じて私が責任を持たないといけませんけれども、消防団長会で公印をそれを指示していたということについては、それは団長会の責任であるわけでありますから、そこはちゃんと認識していただければ、全てにおいて私が外郭団体の公印、そういうことを管理するということにはなりません。

地方自治法において全体を管理するのは当然であります。その責任もありますけれども、そういう流れの中で各種農業委員会あるいは特別職報酬等審議会委員そういう方についてもお任せをしながらやってきているわけでありますから、その点は、ぜひ御理解をいただいておりますかといかんのかなというふうに思います。

また広域消防の話が出ましたけれども、あれは、私は副管理者として出ておりますから、その中でパワハラについての管理監督ができなかった面もあると、口を出せばよかったという反省の面で述べたわけでありますから、そういうことは御理解をいただきたいというふうに思います。

何はともあれ、今回このような決議、もうこれは議会の考えられることですので、結構でございますけれども、やはり本来はこういう機会を通じて消防団をどうやって守っていくのか、あるいは消防団員数の減少をどう食い止めるのか、あるいは処遇改善をするのかそういうことを、ぜひこれを機に決議は皆さんの判断でありますけれども、そういうことをやっていくことが大事なことはないかなあというふうに思います。

私、先ほど町長の管理監督責任というかそういう形があるということでありますから、消防組織法あるいは地方自治法の中で、今から終わりました顧問弁護士に相談をさせていただきますけれども、この条文からして私が今回取った対応等が、何らこれに、久保議員が決議文まで出すということになっているという考えは持っておりません。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

久保議員は自席へ。

これより討論に入ります。討論はありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） それでは、反対討論をさせていただきます。討論の内容の中に先ほども質疑の中もいろいろありましたので、私が反対討論の理由をこれから申し上げます。

町長、いろいろ皆さんから話がありますように、本町消防団であります、公民館連協に次ぐ2番目に大きい組織であります。現在は団員確保減少により非常に厳しい状況にあることは、皆さんも十分御承知であろうと思います。

私も34年間消防団活動をやってきました。退団をして今15年になります。当時いた団員数からすると100名程度減っており、消防団の活動も大変だろうと、昼夜を問わず有事の際には崇高の精神で出て行く団体でありますから、私は守るというよりも見守っています。

そういった中で今回の発議におきましては、発議の趣旨も内容も読ませていただきましたが、決してお互いの気持ちは全く変わらないわけです。町長がおっしゃいましたように、発議をする前にもっとこういう話し合いをやるべきではなかったのかと、消防団のほかにも本町にはたくさん各種団体がございまして。高齢化により担い手不足、人材不足で役員になられる方も非常に苦慮されておられる。そういった中でも活動が必死で頑張っておられます。

そういった団体からの皆さんのいろんな意見は、これまでも我々はいろいろな厳しい意見をいただきました。しかし議員たる者であればそれは真摯に受け止めて、粛々と自分の職責をしっかりと果たす。今後も各種消防団団体の審議については、予算決算審議ともに私は堂々とやっていくつもりであります。限度がございまして、これは消防団との関係ですね。それはお互いに分かっていると思いますので、そういったことをもっと先ほどから言いますように、十分な協議が必要であったと。

そうでないと、今、急に拙速してこれを同意するというには私はできませんので、今回の決議につきましては反対をいたします。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも先ほどもいいましたが、この決議文自体が消防活動についての決議文ではございません。議会としてどういう行動を取っていかないといけないのか、議会としてもしっかりと支援をする体制、この議場をもって意見を交わす場としての決議と私は認識しております。

また今回、先ほどから意見交換が先ではなかったのかという話に触れれば、意見書提出の前に相談があってもよかったと思います議会に対して。本町議会に対しても。でも提出されて受理されてしまった以上、この意見書の取扱いについては、しっかりと答えを出さないといけないとい

うのが議会の役割ではないのかなというところがございます。

仮にこれは要望としての意見というふうな受け止め方もできるかもしれませんが、内容を直接的な介入を行わないことについての意見書なので、実際、出した当事者たちがそこまでの意見でもなく要望でしたよと言われたとしても、一旦これを受理をしてしまった以上は、議会として今後、「この時この意見書受理をしていましたよね」ということが出てきたときのための議会としての決議文だと認識しております。なので、しっかりと議会として議論を取り上げて、議論する場を設けるために、この決議文に対してしっかりとした対応ができると思いますので、私は賛成の立場で討論といたします。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論出ましたが、反対討論は次にありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それで私はこの決議に対しましては、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この消防団の未来を守る決議ということで決議文が提出されております。これがまず消防団長に連名での意見書の提出に対する議会の在り方のための決議というふうに私は理解をしております、この内容自体にはそう不満があるわけではございません。

しかしながら、消防団に対しましては、今までも今後も議会、役場手を携えて災害時に対してのいろんな方向性も作ってきておりますが、この姿勢は今後とも揺るがない事実であります。したがって、この決議文によっては、「未来を守る」とうたっておりますが、なぜ今ここに今までもやってきたじゃないかと、ここで文書化してやらなければならないのかというところでありませぬ。

私は自分も19歳から消防団に入って45歳まではやらせていただいたんですが、その間いろんな議会の方々からも助けていただいた思いがあるわけがございます。それはそれにお返しをするためには議会も一緒になってやるべきだろうというふうに思って、文書化までせんにやでけんとかと、私は心の中で思っておるところでもございます。

「雨降って地固まる」ということわざもありますが、こういうことが出た以上は、いろんな議論を深めながら、私たち議会もそして言いたいことをお互いに話し合う、そういったことを議論を深めて今からやっていくことは重要なことではありますが、ここただいまこの議論を決議をするということに対しましては、いささか疑問があり、私は反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 次に賛成討論はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 私は基本賛成の立場で討論させていただきます。その理由につき

ましては、消防予算等については、毎年、毎年当初予算で計上されます。これはとりもなおさず行政をチェック、審査する機関としては当然消防予算の中にも踏み込んで中身を精査をするというのが、二元性議会の我々の役割であるわけであります。

その中から消防予算の中で、じゃあ夏季訓練の日数あるいは出動手当てであったり、今の団員の充足率であったりそういうものは行政当局と日々情報を共有しながら、どうあるべきか、どう進むべきかという議論はさせていただいております。これは当然のことながら、一般会計財源から支出する以上は、当然我々は町民に対する説明責任が必須であります。それが議員の職責でもあることは御案内のとおりであろうかと思えます。

ただ、そのやり取りの中のどれかを取られて、過度の介入という文書の表現等について、これは意見書の一部でありますけれども、それはどういう内容か存じ上げませんが、我々は決して消防組織がどうだ、こうだと言ったつもりも覚えも私の記憶の中ではございません。大変だなあと、ありがたいなあとこれが日之影町の防災力あるいはそのことによる様々な補助金、負担金あるいは国からの交付金が目に見えない形で反映しているなというのは、長いことやらせていただいたので私は実感をしております。

ただ、今回のこの決議につきましては、議会という合議体の組織にこの意見書が出た以上、何らかの相手方、組織方にもそのお答えをしっかりとっていく必要が私はあると、そういうふう判断をしております。よって、この介入の中身が全く見えてこない中では、なかなか議論は難しい部分は正直ございましたけれども、意見書という扱い方について、本来行政庁、国会、裁判所等に出すのが意見書であって、これを町民から町民の二元制の機関に意見書を出すという行為について、私はいささか疑問を感じているということでございますので、これを受け取った時点で行政当局が速やかに議長を中心に協議をしてほしかったなあとというのが、私の偽らざる今の気持ちでございます。

これは既に、船は岸を離れて全議員に配付をしたという事実があるわけですよ。議員は公職選挙法によって選ばれておりますから、ましてや五ヶ瀬のどなたか知りませんが、その方のマニフェストは公選用の公費を伴うビラによって、その方がトップ当選をされた。いわゆる五ヶ瀬町民の民意が反映をされた部分は紛れもない。そういう重いものがその背景にあることを、十分我々は、私は勘案しつつ消防には全面的に全て協力は惜しまない。

しかし、今回この意見書の提出のやり方ちゅうのは、ちょっといささか乱暴ではなかったかというのが正直な見解ですので、私は消防を責めるつもりはありません。この意見書について、ちゃんとした明確な答えになるか分からないけれども、議会としての立ち位置を示すということが私の気持ちでございますので、賛成とするものであります。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。日程第21、発議第5号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、発議第5号は原案のとおり決定されました。

日程第22. 発議第6号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第22、発議第6号外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは趣旨説明をさせていただきます。

外国法人や外国人による土地等の取得、利用を制限する法整備を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

全国では外国法人等による森林、土地の取得が広がり、水源地を含む重要地域での買収も報告されています。本県でも森林が外国法人に取得される事例が報じられており、地域の水源、水資源や安心安全への影響が強く懸念されています。

本町では具体的な事例は確認されてはいませんが、周辺地域を含め全国的に大規模な森林取得が相次いでおり、水源保全や山村地域の維持の観点から早急な対策が必要と考えています。

一方、国の重要土地等調査法は、対象区域が限定されており、水源地の森林は十分に保護されていません。またGATS加盟時に土地取得規制を留保しなかったため、国内で直接的な規制が困難な状況にありますが、他国では例外規定を活用し制限を設けている例もあります。こうした状況を踏まえ、国に対し水源保全を含む土地の安全保障を確保するため、外国法人等による土地取得、利用を適切に制限する法整備を求めるものであります。

以上、地方自治法第112条及び日之影町議会会議規則第14条第2項の規定により提案いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館議員自席にお願いいたします。

以上で趣旨説明は終わりました。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。日程第22、発議6号について原案のとおり決定することに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されまし
た。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。
本日はこれで散会いたします。

午後0時28分散会
